

平成30年度において 講じた中小企業施策

第1章	経営力強化・生産性向上に向けた取組	466
第1節	生産性向上・技術力の強化	466
第2節	IT化の促進	469
第2章	事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進、人材不足への対応	469
第1節	事業承継支援	469
第2節	人材・雇用対策	471
第3章	小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援	474
第1節	小規模事業者の持続的発展支援	474
第2節	中小企業の海外展開支援	475
第3節	その他の海外展開支援施策	476
第4節	インバウンド需要拡大支援、地域資源の活用	478
第5節	その他の地域活性化対策	481
第6節	経営改善支援、再生支援の強化	483
第4章	安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大	483
第1節	取引条件の改善	483
第2節	官公需対策	485
第3節	消費税転嫁対策	485
第4節	消費税軽減税率対策	485
第5節	資金繰り支援、事業再生支援	486
第6節	創業支援	488
第7節	経営安定対策、災害対応力の強化	491
第8節	財務基盤の強化	492
第9節	人権啓発の推進	493
第10節	経営支援体制の強化	494
第5章	災害からの復旧・復興	494
第1節	平成30年度発生した災害からの復旧・復興支援	494
第2節	資金繰り支援	499
第3節	二重債務問題対策	500
第4節	工場等の復旧への支援	501
第5節	その他の対策	502

I N D E X

第 6 章	業種別・分野別施策	505
第 1 節	中小農林水産関連企業対策	505
第 2 節	中小運輸業対策	507
第 3 節	中小建設・不動産業対策	508
第 4 節	生活衛生関係営業対策	509
第 7 章	その他の中小企業施策	510
第 1 節	環境・エネルギー対策	510
第 2 節	知的財産対策	512
第 3 節	標準化の促進	516
第 4 節	調査・広報の推進	516

第1章 経営力強化・生産性向上に向けた取組

第1節 生産性向上・技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【平成30年度当初予算：130億円】

中小ものづくり高度化法の計画認定又は地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取組を支援した。また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援した。（採択件数：ものづくり126件、サービス37件）（継続）

2. 産業技術総合研究所における中堅・中小企業への橋渡しの取組【平成30年度当初予算：産業技術総合研究所運営費交付金の内数】

地域企業の革新的な技術シーズを事業化へとつなぐ「橋渡し」機能を強化するため、地域の中堅中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関にコーディネータを拡充配置し、産総研のコーディネータとあわせて180人体制で全国規模の連携体制の強化に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援した。（継続）

3. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施した。（平成30年新規認定件数：325件）（継続）

4. 小規模事業者持続的発展支援事業【平成30年度補正予算：1,100億円の内数】

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（小規模事業者持続化補助金）や、広域の販路開拓を支援するため、展示会等の販売支援を実施した。（新規）

5. 生産性革命のための固定資産税の減免措置の創設【税制】

新たに導入する設備が所在する市区町村の導入促進基本計画等に合致する先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業・小規模事業者等が導入する先端設備等にかかる固定資産税を自治体の判断により最大3年間ゼロにできる措置を講じた。平成30年12月31日時点で、1,594自治体において17,868件の計画が認定され、認定を受けた計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で47,865台あり、約5,076億円の設備投資が見込まれている。

(継続)

6. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」に、試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）を引き続き適用する（大企業は6%～14%）とともに、試験研究費の増加割合が5%を超える場合には税額控除の上限を10%上乗せする措置を講じた。さらに、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過割合に応じて控除率を上乗せする措置等を引き続き講じた。

(継続)

7. 中小企業技術革新制度（SBIR 制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図った。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースデータや日本政策金融公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図った。（平成30年度における支出目標額：460億円）（継続）

8. 異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施する。（平成30年新規認定件数：45件）（継続）

9. 医工連携事業化推進事業【平成30年度当初予算：30.4億円】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として、事業開始から約600件の伴走コンサルを実施した。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、開発・事業化事業において本年度34件の医療機器実用化を支援した。（継続）

10. 企業活力強化資金（ものづくり法関連）【財政投融資】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を講じた。（継続）

11. 中小企業等経営強化法

平成 30 年 5 月に成立した、「中小企業等経営強化法の改正を含む産業競争力強化法等の一部を改正する法律」に基づき、①親族外・社外承継の増加に対応するため、M&A などにより他社の事業を承継して経営力向上を図る中小企業に対して税制措置や許認可の承継などの支援を行う、②経営支援体制の強化のため、経営革新等支援機関の認定制度について更新制を導入して定期的に業務遂行能力を確認することとする、③中小企業の IT 導入支援のための支援体制を整備するなどの措置を講じた。また、中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた企業に対し、固定資産税の軽減措置や日本政策金融公庫の融資制度等税制面や金融面の支援を講じた。平成 30 年 12 月末時点において、78,900 件を認定。(継続)

12. 中小企業経営強化税制【税制】

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超の法人の税額控除は 7%）ができる措置。(継続)

13. 所得拡大促進税制【税制】

平成 30 年度税制改正において見直しを行った。給与等支給総額が前年度を上回っており、①前年度から継続雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加している場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額に対して、15%の税額控除、さらに、②継続雇用者給与等支給額が対前年度比で 2.5%以上増加しており、人材投資や生産性向上に取り組む場合には、給与等支給総額の前年度からの増加額に対して、25%の税額控除をすることとした。なお、本税制は平成 29 年度において、中小企業については、件数は 117,332 件、金額にして約 1,814 億円の適用があった。(継続)

14. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業【平成 30 年度補正予算：1,100.0 億円の内数】

中小企業・小規模事業者等が行う生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援する。(新規)

15. 地域未来オープンイノベーションプラットフォーム構築事業【平成 30 年度補正予算：12.0 億円】

地域の中小企業等の生産性向上を実現するため、地域の複数の中小企業等による共同利用が見込まれる IoT 対応機器や高精度 3D プリンター等の先端的な設備を公設試験研究機関・大学等に導入し、中小企業等への利用促進を図る事業を支援する。(新規)

(補助額：上限1億円(※)・下限1,000万円、補助率：定額)

(※) 3つ以上の都道府県域にまたがる共同体による申請案件については、上限1.5億円

第2節 IT化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度 (IT活用促進資金)【財政投融資】

中小企業の生産性向上に寄与するIT活用を促進するため、日本政策金融公庫による融資を着実に実施した(平成30年度の実績は120件、14.5億円(平成30年12月末時点))。

2. サービス等生産性向上IT導入支援事業費【平成30年度補正予算：1,100億円の内数】

中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務等の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上(売上向上)に資するITの導入支援を行う(補助額：40万円～450万円、補助率：1/2)。加えて、IT事業者と中小企業・小規模事業者間の情報の非対称性を是正するため、セキュリティにも配慮したITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、効果の高いツールの見える化、ノウハウの集約と横展開を行う仕組みの構築を通じて、中小企業・小規模事業者等によるIT投資を加速させ、我が国全体の生産性向上を実現する。(新規)

3. 企業間データ連携(中小企業共通EDI)

受発注業務において汎用的に利用できる中小企業向けEDI標準仕様(中小企業共通EDI標準)の活用を支援。(継続)

第2章 事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進、人材不足への対応

第1節 事業承継支援

1. 事業引継ぎ支援事業【平成30年度当初予算：68.8億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施した。平成30年4月から12月の間に8,681件の相談に対応し、645件の引継ぎを実現した。(継続)

2. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度(事業承継税制)【税制】

非上場株式に係る贈与税・相続税の納税を猶予・免除する「事業承継税制」を、今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象に、抜本的に拡充した。本制度は、平成30年4月から12月の間に1,857件の申請を受け付けた。(継続)

3. 中小企業・小規模事業者の事業再編等に係る税負担の軽減措置【税制】

M&Aにより経営資源や事業の再編・統合を通じて事業の継続・技術の伝承等を図る事業者を支援するため、中小企業等経営強化法上の認定を受けた経営力向上計画に基づいて再編・統合を行った際にかかる登録免許税・不動産取得税を軽減した。(継続)

4. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業者である個人事業主や会社等の役員が掛金を積み立て、廃業や引退をした際に共済金を受け取れる制度であり、いわば小規模企業の経営者のための「退職金制度」である。平成30年12月末現在で141.8万人が在籍しており、平成30年4月から12月までの新規加入者は7.6万人に上った。(継続)

5. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を実施した。また、M&Aによる事業引継ぎに際して、社外第三者（後継予定の者）に生じる株式買収資金等の資金ニーズに対応するため、買収を行う中小企業者等の代表者未就任のものも対象に含むよう、金融支援の対象範囲を拡充した。(継続)

6. 事業承継円滑化支援事業

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするため、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施した。(継続)

7. 事業承継・世代交代集中支援事業（プッシュ型事業承継支援高度化事業）【平成30年度補正予算：50.0億円の内数】

早期・計画的な事業承継の準備に対する経営者の「気付き」を促すため、各都道府県単位で支援機関等から構成される事業承継ネットワークを構築した。事業承継ネットワークでは、事業承継診断を通じて経営者の事業承継支援に係るニーズを掘り起こし、適切な支援機関への取り次ぎ等を実施した。平成30年度は47都道府県で実施（独自に取り組む3自治体を含む）し、平成30年4月から11月の間に98,360件の事業承継診断を実施した。(継続)

8. 事業承継・世代交代集中支援事業（事業承継補助金）【平成30年度補正予算：50.0億円の内数】

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援した。また、サプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業の継続のために、事業再編・事業統合を促進して、サプライ

チェーンや地域経済の活力維持、発展を図る取組に必要な経費を支援する類型を新設した。(継続)

第2節 人材・雇用対策

1. 地域中小企業人材確保支援等事業【平成30年度当初予算：18.5億円の内数】
経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘、紹介、定着等人材確保支援を実施した。また、中小企業等が中核人材を確保するための持続的なスキームの構築に向けた実証事業を実施した。(継続)
2. 中小サービス業中核人材の育成支援事業【平成30年度当初予算：0.85億円】
次世代の経営者を育成・確保するため、中小サービス事業者の次世代経営人材と優良企業等をマッチングし、実地研修（一定期間の“修行”）を組成することで、経営等の成功の鍵を体得する機会を提供した。また、修行の様子や成果を紹介するなど、修行のイメージや成果が明確になるよう努めた。(継続)
3. スマートものづくり応援隊等事業【平成30年度当初予算：1.8億円】
製造現場の経験が豊富な人材や、IoTやロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣することで、これらの事業者の生産性向上を目指す。平成30年度末時点で計31拠点を整備。(継続)
4. 中小企業等支援人材育成事業【平成30年度当初予算：1.0億円の内数】
空き店舗対策や合意形成手法等、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修等を実施することで、まちづくりを牽引するタウンマネージャー等を育成した。(継続)
5. 中小企業・小規模事業者人材育成支援事業【平成30年度当初予算：25.0億円の内数】
中小企業等が、「中核人材に求める能力」と「専門知識」に従業員の「業務や環境に応じて」学べる人材育成のプラットフォームを構築した。また、EdTechの活用で「時間や場所にとらわれない多様な学び」を提供するとともに、「受講履歴等を一元管理」することにより、受講者や受講者が属する企業の経営者・人事担当者に理解度を可視化した。(新規)
6. 中小企業大学校における人材育成事業
全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修等を実施した。また、地域の事業者からのアクセス改善に向けたサテライト・オフィスの実施や、高度実践プログラムの導入などの機能強化

を本格的に実施した。(継続)

7. ふるさとプロデューサー育成支援事業【平成 30 年度当初予算：10.5 億円の内数】

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援した。(継続)

8. 労働者の雇用維持対策【平成 30 年度当初予算：52.3 億円】

景気の変動等にもなう経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給するとともに、不正受給防止対策にも積極的に取り組み、本助成金のより一層の適正な支給に努めた。(継続)

9. 魅力ある職場づくりに向けた雇用管理の改善の支援【平成 30 年度当初予算：175.9 億円】

人材確保等支援助成金において、企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある職場づくりを図るため、中小労働法に基づき各都道府県知事に改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が労働環境向上事業を行った場合に助成を行った。また、中小企業・小規模事業者等が雇用管理制度を新たに導入・実施し、従業員の離職率を低下させた場合に助成を行った。加えて、介護福祉機器を導入した場合の助成及び従業員の離職率を低下させた場合に助成した。さらに、介護事業主及び保育事業主が、賃金制度の整備を通じて従業員の離職率を低下させた場合にも助成した。また、能力評価を含む人事評価制度等を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図った場合に助成した。加えて、生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善（賃金アップ）等を図る事業主に対する助成を創設した。さらに、本助成金において雇用管理制度助成コースの助成を受けた中小建設事業主が若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した場合や、中小建設事業主が、雇用する登録登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した場合に助成を行った。また、建設事業主又は建設事業主団体が若年者及び女性労働者の入職・定着の取組を実施した場合や、職業訓練法人が建設工事における作業に係る職業訓練の推進を行った場合に助成した。その他、中小建設事業主が被災 3 県に所在する作業員宿舎等の整備を行った場合や、中小元方建設事業主が建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した場合、職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設等の設置等をした場合に助成を行った。

(継続)

10. 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）【平成 30 年度当初予算：34.1 億円】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域の求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を支給した。（継続）

11. 地域活性化雇用創造プロジェクト【平成30年度当初予算：53.2億円】

地域における安定した良質な雇用の創出・確保に向けた取組を推進するため、産業政策と一体となって正社員雇用の創出・確保に取り組む都道府県を支援する地域活性化雇用創造プロジェクトを実施した。（継続）

12. 成長分野等への人材移動の促進【平成30年度当初予算：62.6億円】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者（再就職援助計画対象者等）に対する就職支援を民間職業紹介事業者への委託等により行う事業主に対して、労働移動支援助成金（再就職支援コース）による助成を行った。また、労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）において、再就職援助計画対象者等を早期に雇い入れた、又は早期に雇い入れた再就職援助計画対象者等に訓練を実施した事業主に対する助成を実施した。さらに、労働移動支援助成金（中途採用拡大コース）において、中途採用者の能力評価、賃金、処遇の制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大させた事業主に対する助成を行った。

13. 人材確保対策推進事業【平成30年度当初予算：25.8億円】

人材不足分野における人材の安定的な確保のため、全国の主要なハローワークに設置する「人材確保対策コーナー」を中心に、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施した。（継続）

14. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【平成30年度当初予算：5.6億円】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。（継続）

15. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【平成30年度当初予算：29億円、平成30年補正予算5.5億円】

最低賃金・生産性向上による賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ① 働き方改革に関する相談等にワンストップで対応するため、「働き方改革推進支援セ

ンター」を全国（47 カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施した。（新規）

- ② 傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対し、その取組に要した費用を助成した。（新規）
- ③ 全国 47 都道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の時間給 1,000 円未満の労働者の賃金を 30 円以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成（助成率 7/10、企業規模 30 人以下の小規模事業者は 3/4）するとともに、賃金引上げ労働者数に応じて助成上限額上乘せして支給を行った（1～3 人：50 万円、4～6 人：70 万円、7 人以上：100 万円）。（継続）

16. キャリアコンサルティングの普及促進

民間職業紹介・就職支援機関や企業の人事管理・人材育成部門、学校におけるキャリア教育などにおいて、キャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。）の活用について普及促進を進めた。平成 28 年 4 月には、キャリアコンサルティングを行う専門家として「キャリアコンサルタント」を国家資格化したことから、当該資格の周知を進めた。また、企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」である「セルフ・キャリアドック」の導入を推進した。（継続）

17. （再掲）所得拡大促進税制【税制】

第 3 章 小規模事業者対策、海外展開・地域へのインバウンド拡大、金融支援

第 1 節 小規模事業者の持続的発展支援

1. 小規模事業者持続的発展支援事業【平成 30 年度補正予算：1,100.0 億円の内数】

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用を支援（小規模事業者持続化補助金）や、広域の販路開拓を支援するため、展示会等の販売支援を実施した。（新規）

2. 小規模事業者対策推進事業【平成 30 年度当初予算：49.4 億円】

平成 26 年改正小規模事業者支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援（採択数：1,181 件）した。また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議

所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業（調査研究事業：71件、本体事業（1年目：45件、2年目：21件）に対し、幅広い支援を行った。（継続）

3. 小規模事業者経営改善資金融資事業【財政投融資】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行った。（平成30年度の実績は、35,772件、2,245億円（平成30年12月末時点）。）
（継続）

4. 小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本公庫が低利で融資を行った。（平成30年度の実績は、33件、5.4億円（平成30年12月末）。）

5. 小規模支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法に基づき商工会・商工会議所が小規模事業者の支援を技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に資する計画を作成し、経済産業大臣が認定する。第5回認定までに、累計1,370件（1,573単会）の認定を行った。
（継続）

第2節 中小企業の海外展開支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【平成30年度当初予算：23.9億】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、ジェトロと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、経済連携協定に基づく原産地証明制度等の普及啓発等、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行った。（継続）

2. JAPAN ブランド育成支援事業【平成30年度当初予算：10億円の内数】

中小企業の海外でのブランド確立の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外展示会への出展等の取組を支援した。（継続）

第3節 その他の海外展開支援施策

1. 日本の中堅・中小企業とのグローバルアライアンス支援

日本の中堅・中小企業と外国企業との投資提携等を支援するため、JETRO、中小企業基盤整備機構等の関係機関が連携し、中堅・中小企業と外国企業とのマッチング及びファンドスキームの活用を促進した。こうした取組により、中小企業基盤整備機構及び外国企業等が出資参画したファンドが組成され、未上場の国内ベンチャー企業への投資が行われた。
(継続)

2. 海外展開・事業再編資金

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業、もしくは海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施した。(継続)

3. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施した。(継続)

4. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【平成30年度当初予算：45.6億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下の事業を実施した。(継続)

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援。平成30年度は778名の受入研修及び39名の専門家派遣を実施した（平成31年1月末現在）。
- ②日本で働くスキルを有する外国人材の育成と日本企業における体制強化のため、日本企業への外国人のインターンシップ受入を実施。平成30年度は225名の外国人を日本企業へ受け入れた。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助。平成30年度は10案件の補助を行った。

5. 青年海外協力隊事業の活用及び民間連携ボランティア制度

民間連携ボランティア制度の活用及び帰国JICAボランティアとのマッチング

【平成30年度予算：1,497.6億円の内数】

国際協力機構（以下「JICA」という。）においては各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティア等として途上国に派遣する民間連携ボランティア制

度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努めた。また、帰国した JICA ボランティアの進路開拓支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材（協力隊員）の採用を希望する企業の情報を帰国隊員に提供したり、これら企業と帰国隊員とが直接対話できる交流会や帰国報告会等を開催した（継続）。

6. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際の格付付与に必要な取引先の信用情報の提供について、日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が代わって信用情報を取得し、その費用を負担する措置を引き続き講じた。平成20年より3件としていた無料での信用調査を平成27年度から8件に拡大。（継続）

7. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、中小企業向けのホームページを刷新。JETRO 等が全国で主催するセミナーや提携地方銀行等の行員勉強会等に NEXI から講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行った。説明会等では、中小企業向け商品である中小企業・農林水産業輸出代金保険を中心に、わかりやすい紹介動画や漫画冊子を活用し、貿易保険の一層の理解と普及に努めた。（継続）

8. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXI は、平成23年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足した。提携機関は年々拡大し、また、平成28年には信用金庫とも提携を行うことで信金ネットワークを構築。現在では、全国117金融機関によるネットワークを構築している（平成31年2月現在）。（継続）

9. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のため、企業等に対し全国各地で説明会を約100回開催した。その他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業、中小企業基盤整備機構やJETRO との連携等による、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援した。（継続）

10. BOP ビジネスの推進【平成30年度当初予算：4.2億円の内数】

途上国の成長市場における日本企業のビジネス展開を支援するため、BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進した。具体的に、JETRO では17ヶ国にコーディネーターを配置し、28の個別案件の具体化を支援した。また、アフリカ・アジア地域で BOP ビジネス展開を試みる日本企業を対象に、医療機器分野や新たにデジタル技術を駆使し、BOP 層や小規模事業者へのアクセスを有するアフリカのスタートアップとの新たな連携促進をも目指した

国内商談会を通じ、234 社・857 件の商談を支援した。この他、現地へのミッション派遣・現地でのマッチングなどを行い、BOP/ボリュームゾーン・ビジネスへの積極的な参入を促進した。さらに、アフリカに拠点を設立することを目指す企業 6 社を支援する実証事業を実施した。（継続）

11. 基礎調査, 案件化調査, 普及・実証事業（中小企業製品・技術と ODA のマッチング事業）

【平成 30 年度当初予算：1,497.6 億円の内数、平成 30 年度補正予算 26.0 億円の内数】
ODA により、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。（継続）

12. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）

【平成 30 年度当初予算：1,604.7 億円の内数、平成 30 年度補正予算：50.0 億円】
途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。（継続）

13. 新輸出大国コンソーシアム

【平成 30 年度当初予算：239.3 億円の内数、平成 30 年度補正予算：24.0 億円の内数】
JETRO、中小企業基盤整備機構、商工会議所、商工会、金融機関等の支援機関を結集するとともに、幅広い分野における 433 名の専門家を確保（平成 31 年 2 月 8 日時点）し、海外展開を図る中堅・中小企業に対して、事業計画の策定から販路開拓、現地での商談サポートに至るまで、総合的な支援をきめ細かに実施している。（継続）

第 4 節 インバウンド需要拡大支援、地域資源の活用

1. ふるさと名物応援事業【平成 30 年度当初予算：10.5 億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援した。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援した。（継続）

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、中小企業基盤整備機構が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援した。（継続）

3. 販路開拓コーディネート事業

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小企業基盤整備機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援した。（継続）

4. 販路開拓サポート支援事業

中小企業基盤整備機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援した。（継続）

5. J-GoodTech【平成30年度当初予算：中小機構交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援した。（継続）

6. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講じた。（継続）

7. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行った。（継続）

8. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行った。平成30年度（平成31年1月末時点）は135件の相談対応を実施した。（継続）

9. 中心市街地商業等活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣した。平成30年度（平成31年1月末時点）は31地域に専門家を派遣した。（継続）

10. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するた

め、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行った。平成 30 年度（平成 31 年 1 月末時点）は 3 地域でセミナーを開催し、13 地域へ助言等を実施した。（継続）

11. 企業活力強化資金（流通・サービス業関連）【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに空き店舗等の解消を図るため、日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。平成 30 年度（平成 30 年 12 月末時点）の貸付実績は 9,511 件、796.7 億円となった。（継続）

12. 地域・まちなか商業活性化支援事業【平成 30 年度当初予算 16.3 億円】

商店街等における子育て・高齢者支援サービスの提供や空き店舗への店舗誘致、中心市街地における複合商業施設の整備などの取組を支援した。平成 30 年度には、地域商業自立促進事業において、調査分析事業を 18 件、支援事業を 15 件、中心市街地再興戦略事業において、調査事業を 6 件、先導的・実証的の事業を 4 件、専門人材活用支援事業を 22 件採択した。（継続）

13. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法による認定を受けた「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」に基づく不動産の取得等に対し、その所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率を 1/2 とする措置を講じた。（継続）

14. （再掲）JAPAN ブランド育成支援事業【平成 30 年度当初予算：10.0 億円の内数】

15. （再掲）小規模事業者対策推進事業【平成 30 年度当初予算：49.4 億円】

16. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、以下の 3 品目について、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行った。

- ・ 奈良県「奈良墨」、沖縄県「三線」（平成 30 年 11 月 7 日指定）
- ・ 富山県「高岡銅器」（平成 30 年 11 月 7 日指定の変更（製造技法の追加））

17. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【平成 30 年度当初予算：11.1 億円】

- （1）伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行った。

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保および技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

(2) 産地ブランド化推進事業

伝統工芸品・場産品等の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、各産地にデザイナー等の外部人材等を招聘する取組を支援。(継続)

18. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施。平成30年度においては、福岡県で全国大会を開催した。(継続)

第5節 その他の地域活性化対策

1. 地域未来投資の促進

地域の中核企業候補として選定した地域未来牽引企業等に対し、地域未来投資促進法の活用等による支援を実施した。また、新たに1,543社の地域未来牽引企業を追加選定した。(継続)

2. ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【平成30年度当初予算：14.5億円】

産学金官の連携により、地域の資源と資金（地域金融機関の融資）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の事業立上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費について、地方公共団体が助成を行う場合、その助成に要する経費の一部を交付する。(継続)

3. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要で

ある。このため、企業の本社機能（事務所、研究所、研修所）の東京 23 区から地方への移転や地方における拡充をした場合に、計画の認定を受けた企業のオフィス等に係る建物等の取得等について、取得価額の 15% の特別償却（移転型事業の場合には、取得価額の 25%）又は取得価額の 4% の税額控除（移転型事業の場合には、取得価額の 7%）の選択適用、その地方拠点における雇用者数に応じた税額控除を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置を引き続き講じた。また、平成 30 年度税制改正では、適用期限を 2 年間延長しつつ、①制度全体について雇用要件の緩和等の拡充、②東京一極集中に直接効果のある移転型事業について、支援対象外地域の見直し（近畿圏・中部圏中心部を支援対象地域に追加）等を行うとともに、地方交付税による減収補填措置の拡充を実施した。（継続）

4. 地域中核企業創出・支援事業【平成 30 年度当初予算：21.5 億円の内数】

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援した。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案、販路開拓等をハンズオン支援した。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援した。（継続）

5. 地域経済牽引事業支援事業【平成 30 年度当予算：10.0 億円の内数】

地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う、戦略分野（先端ものづくり（医療機器、航空機、新素材等）、地域商社、観光等）における事業化や設備投資を支援した。（新規）

6. 連携中枢都市圏構想の推進【平成 30 年度当初予算：1.3 億円の内数】

連携中枢都市圏の形成等を支援するため、国費による委託事業を実施した。また、圏域全体の経済成長のけん引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に資する取組を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、地方財政措置を講じた。平成 31 年 1 月末時点で、28 圏域で連携中枢都市圏が形成されている。（継続）

7. 観光産業等生産性向上資金【財政投融资】

観光産業等の生産性向上及び観光消費の底上げを通じた日本経済の活性化を図るため、品質の高いサービス等を提供する中小企業に対して日本政策金融公庫が必要な資金の貸付を行った。平成 30 年度（平成 30 年 12 月末時点）の貸付実績は 6 件、3.6 億円となっ

た。(継続)

第6節 経営改善支援、再生支援の強化

1. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業【平成30年度補正予算：100億円】
借入金の返済負担等の財務上の問題を抱え、金融支援を伴う本格的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者等に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関（税理士、公認会計士、地域金融機関等）による経営改善計画策定支援や当該計画に係るフォローアップに要する費用の一部を負担（2/3）した。平成30年12月末における相談件数は3,830件、新規受付件数は1,271件となり、制度発足時（平成25年3月）から平成30年12月末までの実績は、相談件数50,655件、新規受付件数は16,551件となった。また、資金繰り管理や採算管理などの早期の経営改善計画の策定を必要とする中小企業・小規模事業者に対して、認定支援機関による早期経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担（2/3）した。平成30年12月末における相談件数は4,279件、新規受付件数は3,773件となり、制度発足時（平成29年5月）から平成30年12月末までの実績は、相談件数10,826件、新規受付件数9,738件となった。(継続)
2. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援
工場団地・卸団地、ショッピングセンター等の整備、商店街のアーケード・カラー舗装等の整備などを行う中小企業組合等に対して、都道府県と中小企業基盤整備機構が一体となってその設備資金を長期・低利（又は無利子）で貸付けた。貸付けに際しては、事前に事業計画について専門的な立場から診断・助言を行った。(継続)

第4章 安定した事業環境の整備、活力ある担い手の拡大

第1節 取引条件の改善

1. 下請等中小企業の取引条件の改善【平成30年度当初予算：13.9億円の内数】
様々な業種の取引条件改善を目的とした対策パッケージ「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」（平成28年9月公表）に基づき、平成30年12月末までに自動車や電機・情報通信機器、産業機械など12業種30団体において、取引適正化と付加価値向上に向けた「自主行動計画」が策定された。策定団体は、毎年、自らフォローアップ調査を実施して、その進捗状況を国に対して報告している。また、平成29年より全国に下請Gメンを配置し、現在120名体制で、年間4,000件超を目標に下請中小企業へのヒアリング調査を実施しており、平成30年12月末までに累計で約6,700社から生の声を収集しているところ。
これらの取組を通じて把握した新たな課題に対応するため、平成30年12月に、下請中小企業振興法の「振興基準」に、大企業間取引の支払条件改善や、型代金の支払方法、「働き方改革」の実現を阻害するような取引慣行の是正について盛り込み、改正を行ったところ。

(継続)

2. 下請代金法の運用強化【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

下請取引の適正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請法を執行した。公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に対して書面調査等を実施するとともに、下請法違反事実に関する情報収集を行い、下請法の厳格な運用に努めた。(継続)

3. 相談体制の強化と下請取引適正化【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

全国 48 カ所に設置した「下請かけこみ寺」において、中小企業等の企業間取引における相談に対応した。また、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行った。また、下請法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請法の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催した。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等の推進のためのガイドライン。経済産業省、国土交通省、総務省及び農林水産省の所管 18 業種）について、全国で説明会を実施した。(継続)

4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施した。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業・小規模事業者が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施した。(継続)

5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業・小規模事業者に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行った。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を 8 会場で開催した。(継続)

6. 下請け事業者への配慮要請等【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

平成 30 年 11 月、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名で、親事業者（約 21 万社）及び業界団体代表者（約 1,000 団体）に、下請取引の適正化等について要請した。

(継続)

第2節 官公需対策

1. 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【平成30年度当初予算：13.9億円の内数】

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を9月7日に閣議決定し、中小企業・小規模事業者向けの契約比率を55.1%と目標設定した。平成30年7月に発生した豪雨への対応、「働き方改革」実現のため、発注時期の平準化やその実態把握などについての措置を新たに盛り込んだ。(継続)

基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施した。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長(1,805団体)に対し、文書により「基本方針」の趣旨を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請した。
 - (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会(官公需確保対策地方推進協議会)を10月から11月にかけて50回開催した。
 - (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議(新規中小企業者調達推進協議会)を開催した。
 - (4) 「官公需契約の手引」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布した。
2. 中小企業・小規模事業者の受注機械増大のための「官公需情報ポータルサイト」【平成30年度当初予算：13.9億円の内数】
中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営した。(継続)

第3節 消費税転嫁対策

1. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【平成30年度当初予算：27.0億円】
消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に転嫁対策調査官を配置した。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行った。(継続)

第4節 消費税軽減税率対策

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援【平成30年度補正予算：560.6億円】

消費税軽減税率制度の実施に向け、事業者の準備が円滑に進むように支援を行った。具体的には、中小企業・小規模事業者等に対して、①複数税率に対応したレジの導入等の支援、②複数税率に対応するための電子的な受発注システムの改修等の支援、③区分記載請求書等保存方式に対応するための請求書管理システムの導入等の支援を行った。（継続）

2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業【平成 30 年度当初予算：19.4 億円、平成 30 年度補正予算：49.4 億円】

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行った。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施した。（継続）

第 5 節 資金繰り支援、事業再生支援

1. セーフティネット貸付【財政投融資】

日本政策金融公庫が、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援。平成 30 年度の貸付実績は、約 2 万 2 千件、約 5,100 億円となった（平成 30 年 12 月末時点）。（継続）

2. （再掲）小規模事業者経営改善資金融資事業【財政投融資】

3. （再掲）小規模事業者経営発達支援融資事業【財政投融資】

4. 資本金劣後ローンの推進【財政投融資】

日本政策金融公庫が、新事業展開や経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑に図るため、金融検査上自己資本とみなし得る一括償還の資金（資本金資金）を供給することで、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援。平成 30 年度の貸付実績は、約 770 件、約 420 億円となった（平成 30 年 12 月末時点）。（継続）

5. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資【財政投融資】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本公庫が低利で融資を行った。（平成 30 年度の実績は、33 件、5.4 億円（平成 30 年 12 月末）。）（継続）

6. 借換保証の推進

信用保証協会が、複数の借入債務を一本化し、足元の返済負担の軽減を図るための借換保証を推進。平成30年度（平成30年12月末まで）の保証承諾実績は、127,310件、約2兆3,944億円となった。

また、経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和実施による前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を支援するため、平成28年に条件変更改善型借換保証を創設。平成30年度（平成30年12月末まで）の保証承諾実績は、260件、約88億円となった。（継続）

7. セーフティネット保証

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業・小規模事業者に信用保証協会が通常の保証枠とは別枠での保証を実施した（保証割合80%または100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。平成30年度は、平成30年7月豪雨（4号）、平成30年北海道胆振地方中東部地震（4号）、平成30年台風21号等（4号）等により発動されている。

また、セーフティネット保証5号は、引き続き最近3カ月間の月平均売上高等が前年同期比で一定割合以上減少等の基準を満たす業種を指定した。

平成30年度（平成30年12月末まで）のセーフティネット保証全体の保証承諾実績は、6,137件、約1,623億円となった。（継続）

8. 信用保証協会による経営支援事業

信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に加えて、平成29年度より事業承継を予定している場合や生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者についても新たに支援の対象として追加。これらの中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施した。平成30年度（平成30年12月末まで）は、約15,200回の専門家派遣を実施している。（継続）

9. （再掲）認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

10. 中小企業再生支援協議会【平成30年度当初予算：68.8億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行った。平成30年4月から12月末までの実績は、相談件数1,454件、再生計画の策定完了件数542件となり、制度発足時から平成30年12月末までの実績は、相談件数41,701件、再生計画の策定完了件数13,682件となった。（継続）

11. 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業への経営支援や資金供給等を実施するため、(独) 中小企業基盤整備機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、中小企業の再生を地域内で支援する地域型ファンドや広域的に支援する全国型ファンドの組成・活用を促進する取り組みを行った。平成 30 年 12 月末までに 58 件のファンドが創設され、ファンドの総額は約 1,847 億円に上った。また、当該再生ファンドによる投資実績は平成 30 年 12 月末までに 526 社、約 1,066 億円に上った。(継続)

12. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【平成 30 年度当初予算：1.0 億円】

平成 25 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成 25 年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用を希望する方への専門家派遣窓口について、引続き実施した。また、平成 25 年度に拡充・創設した公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度について、引続き実施した。加えて、中小企業・小規模事業者等に対して WEB バーナー広告や政府広報等により「経営者保証に関するガイドライン」の広報を行った。(継続)

13. 金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促した。(継続)

14. 沖縄の中小企業金融対策【財政投融資】【平成 30 年度当初予算：710.0 億円の内数】

沖縄振興開発金融公庫を活用した沖縄の中小企業対策は、日本公庫が行う業務・取組について、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施した。(継続)

第 6 節 創業支援

1. 創業支援事業者支援事業【平成 30 年度当初予算：6.3 億円の内数】

産業競争力強化法における認定連携創業支援等事業者が認定創業支援等事業計画に基づき行う特定創業支援等事業(創業スクールの開催、個別相談窓口の設置等)・創業機運醸成事業(起業家教育・ビジネスプランコンテストの開催等)の取組を支援した。(新規)

2. 新事業創出支援事業

中小企業基盤整備機構の全国 10 支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に

基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行った。(継続)

3. 新創業融資制度

日本政策金融公庫が、新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で融資を実施した。(継続)

4. 女性、若者/シニア起業家支援資金

女性や35歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に日本政策金融公庫が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援した。(継続)

5. 再挑戦資金（再チャレンジ支援融資）

日本政策金融公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施した。(継続)

6. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施した。(継続)

7. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）【平成30年度当初予算：中小機構交付金の内数】

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小企業基盤整備機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図った。起業支援ファンドについては、累積出資先ファンド数111件、出資約束総額2,610億円、累積投資先企業数2,972社に至った（平成30年12月末時点）。また、中小企業成長支援ファンドについては、累積出資先ファンド数107件、出資約束総額7,357億円、累積投資先企業数1,493社に至った（平成30年12月末時点）。(継続)

8. グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業【平成30年度当初予算：3.1億円】

起業家や、大企業等で新事業開拓を担う社内起業家の候補等を、世界をリードするイノベーション先端地域であるシリコンバレー等に派遣して、グローバル市場への進出や社会課題の解決といった事業目線の高い新事業を創出する人材の育成や現地関係者とのネッ

トワーク形成等を図った。

また、起業家やベンチャー支援人材、大企業等からなる「オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会」において、ビジネスマッチングの開催や広範なネットワーク形成の場を提供し、新事業創出のための基盤形成を図った。（継続）

9. 潜在的創業者掘り起こし事業【平成 30 年度当初予算：6.3 億円の内数】

国で一定水準のカリキュラムを実施する創業スクールを公認し、創業者の基礎的な知識習得を支援した。加えて、潜在的創業者の掘り起こし等に繋がるとともに、将来の地域の創業者を日本全国で増やす観点から、全国的なビジネスプランコンテストを開催した。（新規）

10. エンジェル税制【税制】

創業間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図った。（継続）

11. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の 5 割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。平成 25 年度の制度創設から平成 30 年 12 月までに、10 件のベンチャーファンドに係る投資計画を認定した。（継続）

12. 経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援した。（平成 30 年 1 月～9 月における新規計画承認件数：4,966 件）（継続）

13. 地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、国の認定を受けた場合、計画に基づく創業支援を受けた創業者に対し、信用保証の拡充、税制（登録免許税半減）等の支援を行うとともに、創業支援事業者に対し信用保証等の支援を行った。（継続）

14. （再掲）ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）【平成 30 年度当初予算：14.5 億円】

15. 女性起業家等支援ネットワーク構築事業【平成30年度当初予算：2.1億円の内数】

女性の起業を支援するため、平成28年度から整備している全国10箇所に形成した地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを通じて、女性起業家支援コンテストによる支援事例の発信や潜在起業希望者等に向けた起業の普及に関するイベント等を行った。（継続）

16. 生涯現役起業支援助成金【平成30年度当初予算：0.8億円】

40歳以上の中高齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、40歳以上の中高齢者が起業を行い、事業運営のための従業員を雇い入れる際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成するとともに、起業後一定期間経過後に生産性向上が図れた場合に上乗せの助成金を別途支給する制度改正を実施した。（※平成31年度から、事業名が「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）」となる。）（継続）

17. 地域創造的起業補助金【平成30年度当初予算：6.3億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する创业者の創業費用を支援する。平成29年度より、事業実施期間中に1人以上の雇用を要件とし、民間金融機関からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援を行った。（新規）

18. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資

日本政策金融公庫が、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ経営革新又は異分野の中小企業と連携して新分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援するため、必要な資金の貸付を行った。（継続）

第7節 経営安定対策、災害対応力の強化**1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【平成30年度当初予算：中小機構交付金の内数】**

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に、積み立てた掛金の額に応じて無利子、無担保、無保証人で共済金の貸付けを行う制度である。

平成30年12月末現在で47.9万社が在籍しており、平成30年4月から平成30年12月末までの新規加入者、新規貸付金額はそれぞれ、4.0万社、37.0億円に上った。

また、平成30年9月より、共済事由に電子債権記録機関による取引停止に係る事由を追加し、中小企業のセーフティネットを整備した。（継続）

2. 経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業の経営上の様々な問題の解決に資するため、全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設置されている。本相談室において経営安定に関する幅広い分野の経営相談が円滑に実施されるよう日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を支援した。（継続）

3. 中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進【財政投融资、平成 30 年度補正予算：15 億円の内数】

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）の取組事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、サプライチェーンに位置づけられる中小企業等の BCP の策定を支援し、そうした取組を横展開することによって、中小企業の防災意識の啓発、強靱化に向けた取組を促進した。また、中小企業・小規模事業者自らが策定した BCP に基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本政策金融公庫において融資を実施した。（継続）

4. 中小企業・小規模事業者自家用発電設備等利用促進対策事【平成 30 年度補正予算：58 億円の内数】

大規模災害時等に系統電力や都市ガスの供給が途絶した際に、生活必需品の供給やサプライチェーン維持等のために重要な中小企業・小規模事業者の事業の中断を未然に阻止する体制を確保するため、石油製品等を用いる自家発電設備等の設置に要する経費に対して、当該経費の一部を助成する事業に要する経費を補助した。（新規）

5. ダンピング輸入品による被害の救済【平成 30 年度当初予算：1.0 億円】

貿易救済措置のうち AD 措置は、他国企業から我が国に対するダンピング輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請に基づき政府が調査を実施した上で関税を賦課することにより、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成 29 年 3 月に開始した韓国・中国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に対する AD 調査について、平成 30 年 3 月に調査を終了し、AD 措置の発動を行った。また、平成 30 年 4 月に開始した中国産電解二酸化マンガンに対する AD 再延長調査について、平成 31 年 3 月に調査を終了し、AD 措置の再延長を行った。なお、企業等への説明会や WTO 協定整合的に調査を行うための調査研究を実施した。（継続）

第 8 節 財務基盤の強化

1. 法人税の軽減税率【税制】

中小企業の年間 800 万円以下の所得金額に対する法人税率を、19%から 15%に引き下げる措置。（継続）

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。（継続）

3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入することができる措置（従業員1,000人超の法人を除く）。平成30年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。（継続）

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度（繰越期間：9年間（平成30年度からは10年））の所得金額から控除することができる措置。また、欠損金の繰戻還付は、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻して法人税の還付を請求することができる措置。平成30年度税制改正において、欠損金の繰戻還付については、適用期限を2年延長することとされた。（継続）

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。（継続）

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入または②支出した接待飲食費の50%までの損金算入をのいずれかを選択適用できる措置。平成30年度税制改正において、適用期限を2年延長することとされた。（継続）

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施した。（継続）

第9節 人権啓発の推進

1. 人権啓発【平成30年度当初予算：1.9億円】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施した。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を

実施した。(継続)

第10節 経営支援体制の強化

1. 中小企業連携組織支援対策推進事業【平成30年度当初予算：6.6億円】

中小企業組合を支援する専門機関の全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む中小企業組合等に対して、その実現化に向けた取組を支援した。さらに、外国人技能実習生受入事業を行う中小企業組合(監理団体)等の事業が適正に行われるように支援を行った。(継続)

2. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【平成30年度当初予算：50.2億円】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施した。(継続)

3. ローカルベンチマークの活用促進

「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」において、IT 導入補助金申請前にローカルベンチマークを活用し、自社の経営状態の把握を行うことを可能とした。また、活用人材育成の観点から、商工団体で企業の経営者自身がローカルベンチマークを活用するセミナーを実施したほか、活用事例集の取りまとめや活用方法に関する動画の作成を行った。「ローカルベンチマーク活用戦略会議」においては、ローカルベンチマークを活用し資金調達に結び付いた事例や各支援機関の取り組み等を共有したほか、「ローカルベンチマーク活用行動計画2018」を取りまとめた。(継続)

第5章 災害からの復旧・復興

第1節 平成30年度発生した災害からの復旧・復興支援

1. 平成30年7月豪雨で被災された中小企業への支援

(1) グループ補助金【平成30年度予備費：401億円、平成30年度補正予算：314億円】

平成30年7月豪雨に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。(継続)

(2) 小規模事業者持続化補助金による販路開拓支援【平成30年度予備費53.5億円、平成30年度補正予算：40.0億円の内数】

平成30年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、本補助事業を実施し、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、

- その経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した。(採択件数：2,106件)(新規)
- (3) マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融资】
平成30年7月豪雨より直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。
(平成30年7月豪雨型の平成30年度の実績は、マル経融資で94件、4.5億円、衛経融資の実績はなし(平成30年12月末時点)。)(新規)
- (4) 商店街補助金【平成30年度予備費：20.0億円の内数】
平成30年7月豪雨による被害を受けた商店街に対し、①被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用に対する支援(施設復旧事業)や、②商店街のにぎわいを取り戻すための事業に係る費用に対し支援(にぎわい創出事業)を行った。平成30年度(1月時点)において、施設復旧事業については、2件交付決定し、にぎわい創出事業については、100件採択した。(新規)
- (5) 仮施設整備支援事業【平成30年度当初予算：20.0億円】
平成30年7月豪雨の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮設店舗等の費用を(独)中小企業基盤整備機構が助成する事業を実施し、平成31年1月末までに1県1市に1件の助成金の交付決定を行った。(新規)
- (6) 平成30年7月豪雨特別貸付による資金繰り支援【財政投融资】【平成30年度補正予算：303.0億円の内数】
日本政策金融公庫が、平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。平成30年12月末までの貸付実績は、約1,100件、約130億円となった。(新規)
- (7) セーフティネット保証4号による資金繰り支援【平成30年度補正予算596億円 ※「(7) 災害関係保証による資金繰り支援」に係るものを含む。】
平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県の一部地域において、既存の一般保証や災害関係保証とは別枠のセーフティネット保証4号を発動した(保証割合100%。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。)。平成30年7月豪雨に係るセーフティネット保証4号の平成30年12月末までの保証承諾実績は、679件、約120億円であった。(新規)
- (8) 災害関連保証による資金繰り支援【平成30年度補正予算596億円 ※(6) セーフティネット保証4号による資金繰り支援に係るものを含む。】
平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県の一

部地域において、既存の一般保証やセーフティネット保証とは別枠の災害関係保証を発動した（保証割合 100%。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。平成 30 年 7 月豪雨に係る災害関係保証 4 号の平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、206 件、約 35 億円であった。（新規）

(9) 専門家による経営課題の解決【平成 30 年度当初予算：3.4 億円】

被害を受けた地域のよろず支援拠点に特別相談窓口を設置した他、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域の中小企業・小規模事業者 zu 専門家を派遣した。

特に被害の大きかった被災三県（岡山県、広島県、愛媛県）のよろず支援拠点ではコーディネーターを増員し、被災した事業者の経営相談に対応するための体制を強化した。（新規）

(10) 中国地方等の魅力発信による消費拡大事業【平成 30 年度予備費：8.3 億円】

平成 30 年 7 月豪雨の影響により減少した中国地方等の観光需要を回復するため、影響を受けた地域に対し、観光業の風評被害払拭に向けた支援として地域の魅力の国内外への発信や、地域の消費額を増大させるため専門家派遣等を実施した。7 月時の実宿泊者数は前年同月比 88%であったが、11 月現在は前年同月比 98%まで回復している。（新規）

2. 平成 30 年台風 21 号等で被災された中小企業への支援

(1) 小規模事業者持続化補助金による販路開拓支援【平成 30 年度補正予算：40 億円の内数】

平成 30 年 8 月から 9 月にかけて台風第 19 号、第 20 号、第 21 号が相次いで上陸する等、各地で暴風雨・豪雨による被害が発生し、これらの災害によって被害を受けた小規模事業者に対しては、当該地域を管轄する都道府県においても支援施策が講じられたところ。

本補助事業においては、都道府県からの支援を受けて事業再建を目指す小規模事業者について、経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した。（採択件数：64 件）（新規）

(2) 商店街補助金【平成 30 年度当初予算：58.5 億円の内数】

商店街が取り組む、地域文化資源を活用した外国人観光客の消費を促すための取組を支援するため実施する「地域文化資源活用空間創出事業（商店街支援事業）」の第 3 次公募において、平成 30 年台風 21 号等による被害を受けた商店街に対し優先して採択するよう実施した。（継続）

(3) セーフティネット保証 4 号による資金繰り支援

平成 30 年台風 21 号等により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、滋賀県の全域並びに京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県の一部地域において、既存の一般

保証や災害関係保証とは別枠のセーフティネット保証 4 号を発動した（保証割合 100%。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。平成 30 年台風 21 号等に係るセーフティネット保証 4 号の平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、843 件、約 239 億円であった。（新規）

(4) 専門家による経営課題の解決【平成 30 年度当初予算：3.4 億円】

被害を受けた地域のよろず支援拠点に特別相談窓口を設置した他、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域の中小企業・小規模事業者専門家を派遣した。（新規）

(5) 親事業者に対する下請中小企業への配慮要請【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の内数】

被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図った。（新規）

(6) 海外のイベントにおける西日本製品の PR・出店【平成 30 年度当初予算：239.3 億円の内数】

海外で行われる一般消費者向けイベント（ジャパン・ベトナム・フェスティバル）における西日本製品の PR など、被災地企業・製品の販路拡大を支援した。

(7) 販路開拓支援 EC サイトの「ニッポンセレクト」や「U×U」での特設ページの開設【平成 30 年度当初予算：239.3 億円の内数】

ショッピングモールやコンビニを含めた海外の量販店・EC サイト等の協力を得て、北海道フェアを実施した。（新規）

3. 平成 30 年北海道胆振東部地震で被災された中小企業への支援

(1) 小規模事業者持続化補助金による販路開拓支援【平成 30 年度補正予算：40 億円の内数】

平成 30 年北海道胆振東部地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、本補助事業を実施し、早期に新たな経営計画を作成し、事業再建に取り組むにあたり、その経営計画に沿って販路開拓に取り組むために要する経費の一部を支援した。（採択件数：143 件）（新規）

(2) 商店街補助金【平成 30 年度予備費 9.0 億円の内数】

北海道全域における商店街のにぎわいを取り戻すための集客イベントの実施に係る費用に対して支援を行った。平成 30 年度（2 月時点）において、17 件採択した。（新規）

(3) 仮施設整備支援事業【平成 30 年度当初予算：20.0 億円の内数】

平成 30 年北海道胆振東部地震の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮設店舗等の費用を（独）中小企業基盤整備機構が助成する事業を実施し、平成 31 年 1 月末までに 1 道 3 町に 3 件の助成金の交付決定を行っ

た。(新規)

(4) 災害復旧貸付による資金繰り支援【財政投融资】

日本政策金融公庫が、平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰りを支援。平成 30 年 12 月末までの貸付実績は、約 630 件、約 50 億円となった。(新規)

(5) セーフティネット保証 4 号による資金繰り支援

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道全域において、既存の一般保証や災害関係保証とは別枠のセーフティネット保証 4 号を発動した(保証割合 100%。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。)。平成 30 年北海道胆振東部地震に係るセーフティネット保証 4 号の平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、177 件、約 40 億円であった。(新規)

(6) 災害関連保証による資金繰り支援

平成 30 年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の一部地域において、既存の一般保証やセーフティネット保証とは別枠の災害関係保証を発動した(保証割合 100%。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。)。平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害関係保証の平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、2 件、約 5 百万円であった。(新規)

(7) 専門家による経営課題の解決

被害を受けた地域のよろず支援拠点に特別相談窓口を設置した他、風評被害等による顧客離れ対策などの経営課題に対応するため、被災地域の中小企業・小規模事業者専門家を派遣した。(新規)

(8) 親事業者に対する下請中小企業への配慮要請【平成 30 年度当初予算：13.9 億円の
内数】

被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図った。(新規)

(9) 海外の見本市、展示会等における北海道産品の PR・出店【平成 30 年度当初予算：239.3
億円の
内数】

海外で行われる一般消費者向けイベント(ジャパン・ベトナム・フェスティバル)における北海道産品の PR、北海道にバイヤー招聘した商談会の開催など、被災地企業・産品の販路拡大を支援した。(新規)

(10) 海外の量販店や EC サイトを活用した販路拡大【平成 30 年度当初予算：239.3 億円
の内数】

ショッピングモールやコンビニを含めた海外の量販店・EC サイト等の協力を得て、北海道フェアを実施した。(新規)

(11) 国内展示会や物産展等での北海道産品の PR・出店【平成 30 年度予備費：9.0 億円の
内数】

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とし、地域産業資源に関連する事業者の販路の開拓や拡大、販売力の強化、消費者への認知拡大や商品力向上を目的とした販売会などを行った。（新規）

- (12) (再掲) 販路開拓支援 EC サイトの「ニッポンセレクト」や「U×U」での特設ページの開設【平成30年度当初予算：中小機構交付金の内数】

- (13) 北海道の魅力発信による消費拡大事業【平成30年度予備費：9.0億円】

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震後の道内観光需要喚起のため、メディアやインフルエンサー等を活用した国内外への魅力発信や、国内外のデザイナー等による地域ブランディング等を実施した。

また、被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象として、事業者の販路の開拓や拡大、販売力の強化、消費者への認知拡大や商品力向上を目的とした販売会・ECサイトによる販売促進、商店街におけるにぎわいを取り戻すための集客イベントに対する支援等を行った。

9月時の実宿泊者数は前年同月比76.5%であったが、11月現在は前年同月比103.7%まで回復している。（新規）

第2節 資金繰り支援

1. 被災中小企業への資金繰り支援（政策金融）【財政投融資】

東日本大震災及び熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、日本政策金融公庫及び商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」及び「平成28年熊本地震特別貸付」を継続的に実施している。本制度の運用開始後、平成30年12月末までの貸付実績は、東日本大震災復興特別貸付が、約30万3千件、約6兆1千億円、平成28年熊本地震特別貸付が、約1万8千件、約2,400百億円となった。また、東日本大震災においては、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対して、県の財団法人等を通じ、貸付金利を実質無利子化する措置を引き続き実施した。（継続）

2. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充【財政投融資】

東日本大震災、平成28年熊本地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充や金利の引下げを実施した。（東日本大震災型の平成30年度の実績は、マル経融資で453件、16.7億円、衛経融資で4件、0.1億円（平成30年12月末時点）。平成28年度熊本地震型の平成30年度の実績は、マル経融資で17件、0.7億円、衛経融資の実績はなし（平成30年12月末時点）。）（継続）

3. 被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成 23 年度に創設。平成 30 年度も特定被災区域内において引き続き実施した（保証割合 100%。保証限度額は無担保 8,000 万円、最大 2 億 8,000 万円。）。本制度の運用を開始した平成 23 年 5 月 23 日から平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、140,275 件、約 2 兆 8,344 億円であった。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証とは別枠のセーフティネット保証及び災害関係保証を引き続き実施した。両制度の平成 30 年 12 月末までの保証承諾実績は、合計で 8,206 件、約 1,309 億円であった。（継続）

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行った。（継続）

第 3 節 二重債務問題対策

1. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【平成 30 年度：12.2 億円】

東日本大震災の被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充するかたちで平成 23 年度に設置した、総合相談窓口である「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」による中小事業者等の事業再生支援を引続き実施した。各県の産業復興相談センターにおいては、平成 30 年 12 月 31 日までに 6,363 件の事業者からの相談を受け付けており、金融機関等による金融支援について合意を取り付けた案件は 1,215 件、うち債権買取を決定した案件は 339 件となった。（継続）

2. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による再生支援【平成 30 年度当初予算：100 億円】

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施した。平成 24 年 3 月 5 日の業務開始以来これまでに 2,845 件の相談を受け付けており、そのうち 739 件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をした（平成 31 年 2 月末現在）。（継続）

3. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再生に取り組む際に、再生計画策定支援の期間中に発生する利

子を補填することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業であり、平成23年度に創設した。本施策については平成30年度も引続き実施した。【継続】

4. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助した。（継続）

第4節 工場等の復旧への支援

1. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【東日本大震災】【平成30年度当初予算：149.6億円】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

- ①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、
- ②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助を実施し、被災した中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行った。（継続）

【熊本地震】【平成30年度補正予算119.8億円】

熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。（継続）

【平成30年7月豪雨】【平成30年度予備費：401億円、平成30年度補正予算：314億円】

平成30年7月豪雨に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助を実施し、被災した中小企業等のグループの施設の復旧等に対して支援を行った。（新規）

2. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付け

【東日本大震災】

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、独立行政法人中小企業基盤整備機構（「以下「中小機構」という。）と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。（継続）

【熊本地震】

熊本地震により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。（継続）

【平成 30 年 7 月豪雨】

平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行った。（新規）

3. 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業【平成 30 年度当初予算：6.0 億円の内数】

東日本大震災の被害を受けた中小企業者等の早期事業再開を支援するため、（独）中小企業基盤整備機構が仮設工場や仮設店舗等を整備し、被災市町村を通じて原則無償で貸し出す事業を実施しており、平成 31 年 1 月末までに 6 県 53 市町村 593 箇所に施設を設置した。また、平成 26 年 4 月より仮設施設の本設化、移設、撤去に要する費用の助成事業を実施し、平成 31 年 1 月末までに 93 案件の助成を行った。（継続）

4. 事業復興型雇用確保事業

被災地の深刻な人手不足等による雇用のミスマッチに対応するため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施した。（継続）

第 5 節 その他の対策

1. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部等及び経済産業局に特別相談窓口を設置し、東日本大震災の被災中小企業者等からの経営・金融相談に応じた。（継続）

2. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済

産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施した。(継続)

3. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮

【平成30年度当初予算：13.9億円の内数】

東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨について、被災地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に盛り込み、周知徹底を図った。(継続)

4. 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース）【平成30年度 1.0億円】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。

5. 放射線量測定指導・助言事業【平成30年度当初予算：0.3億円】

避難指示区域等の見直しにより原子力被災企業の事業再開や企業立地の進展が見込まれることから、福島県内企業等からの要請に応じて、専門家チームを派遣するとともに、福島県内の事業所において、工業製品等の放射線量測定等に係る指導・助言を行うことで工業製品等に係る風評を払拭する。(継続)

6. 原子力災害対応雇用支援事業【平成30年度当初予算：15.5億円】

原子力災害の影響を受けた福島県内の被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施した。(継続)

7. 被災地の人材確保対策事業【平成30年度当初予算：9.7億円】

被災地に若者や専門人材等の幅広い人材を呼び込むとともに、人材獲得に成功した好事例を被災地に広めた。平成30年度から関係人口を増やす取組を行った。(継続)

8. 福島イノベーション・コースト構想 地域復興実用化開発等促進事業【平成30年度当初予算：69.7億円】

福島イノベーション・コースト構想の重点分野（廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産等）について、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等の費用を補助する。(継続)

9. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【平成30年度当初予算：80.0億円の内数】

福島県12市町村の避難指示区域等で工場・店舗等の新增設を行う企業に対し、その費

用を補助し、雇用創出、産業集積を図る。加えて、住民の帰還や産業立地を促進するため、商業回復を進める。(継続)

10. 中小・小規模事業者の事業再開等支援事【平成 30 年度当初予算：112.0 億円（基金）】

福島県の原子力被災 12 市町村で被災した中小事業者の自立を集中的に支援し、当該地域における働く場の創出や、買い物をする場などまち機能の早期回復を図るため、事業再開等に要する設備投資等の費用の一部補助。(継続)

11. 原子力災害被災地域における創業等支援事業【平成 30 年度予算：2.1 億円】

福島県の原子力被災 12 市町村のまち機能の回復やそれを通じた被災事業者の自立に向け、創業や 12 市町村外からの事業展開等に際して必要となる設備投資等に対する補助を行うとともに、12 市町村における創業等の活動・取組の促進に向けた環境の整備を行った。(継続)

12. 生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業【平成 30 年度当初予算：2.3 億円】

福島県の原子力被災 12 市町村において、地元商店による共同配達や医療サービス等に必要な移動・輸送手段の支援を行った。(継続)

13. 人材マッチングによる人材確保支援事業【平成 30 年度当初予算：6.1 億円】

福島県の原子力被災 12 市町村において、被災事業者等の人材不足を解消するため、人材コーディネーターが被災事業者の人材ニーズをきめ細かく把握し、インターネット等を通じて求人情報を発信し、12 市町村内外の人材と被災事業者等とのマッチング支援を行った。(継続)

14. 6 次産業化等へ向けた事業者間マッチング等支援事業【平成 30 年度当初予算：3.7 億円】

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチング等を行った。具体的には、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による指導等により事業者のサポートを行った。(継続)

15. 官民合同チーム専門家支援事業【平成 30 年度当初予算：82.0 億円（基金）】

官民合同チームにおける専門家による訪問・相談支援体制を強化。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業展開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を実施。(継続)

16. 地域の魅力等発信基盤整備事業【平成30年度当初予算：1.9億円】

福島県の伝統・魅力等を発信する民間団体等の支援により、原子力被災12市町村を中心とした風評被害の払拭や交流人口増加による事業基盤の安定を目指す。（継続）

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化等の推進

(1) 食料産業・6次産業化交付金【平成30年度当初予算：16.8億円】

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓の取組、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援した。また、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援した。（継続）

(2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動、農業生産関連事業者の事業再編等に対し、出資等による支援を実施した。（継続）

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【平成30年度融資枠：641.6億円の内数】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資した。（継続）

(2) 木材加工設備導入等利子助成支援事業【平成30年度当初予算：0.03億円】

品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等と共に、川中事業者を核とする安定供給体制の構築に必要な借入金に対して利子助成を行った。（継続）

(3) 次世代林業基盤づくり交付金（うち木材加工流通施設等の整備）【平成30年度当初予算：234.7億円】

川上から川下の事業者が連携し、生産・加工・流通コストの削減を図ることにより、木材製品の安定的な供給のための木材加工流通施設整備を支援した（新規）。

(4) 強い農業づくり交付金による乳業再編整備等への支援【平成30年度当初予算：201.5億円の内数】

乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質の強化を推進し、酪農家の経営安定に資することを目的とする。

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設

の新增設・廃棄、新增設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援した。（継続）

(5) 食品産業品質管理高度化促進資金

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP 導入のための施設、設備の整備、②HACCP 導入の前段階の一般衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備（高度化基盤整備）への金融支援を行った。（継続）

(6) 海外需要創出等支援対策事業【平成 30 年度当初予算：34.4 億円】

平成 31 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 30 年 5 月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各取組を実施。

国内外での商談会の開催及び海外見本市への出展支援、セミナーの開催、専門家等による輸出に関する相談対応等、日本貿易振興機構による輸出総合サポートを実施

（継続）した。国・地域及びテーマを絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にした日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）による重点的・戦略的プロモーションを実施した。品目別輸出団体等が行うオールジャパンでの PR 活動や新たな販路開拓等の取組や支援及び輸出拡大が具体的に見込まれる分野テーマに関して、品目横断的な PR 活動等を支援した。（継続）

(7) 輸出環境整備推進事業（うち輸出環境課題の解決に向けた支援）【平成 30 年度当初予算：4.6 億円】

平成 31 年の輸出額 1 兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。「農林水産業の輸出力強化戦略」に掲げる重点品目等について、国際的に通用する認証の取得・更新（ISO22000 等）、輸出対象国・地域が求める検疫等条件への対応（登録園地査察、ハラール認証等）、輸出対象国・地域において他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新（有機 JAS 認証等）等を行う取組への支援を実施した。（継続）

(8) グローバル産地づくり緊急対策（うち GFP 前倒し実施と支援活動増加）【平成 30 年度補正予算：0.7 億円】

平成 31 年の輸出額 1 兆円目標達成に向け、官民一体となって「農林水産業の輸出力強化戦略」（2016 年 5 月「農林水産業・地域の活力創造本部」取りまとめ）に基づく各種取組を実施。平成 30 年 8 月末に立ち上げた GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を推進するため、GFP（プロジェクト）登録者に対する輸出診断やネットワーキングイベントの開催等の支援活動を実施した。（新規）

(9) 地理的表示保護制度活用総合推進事業

【平成 30 年度当初予算：1.7 億円、平成 30 年度補正予算：0.6 億円】

地理的表示（GI）の登録申請支援窓口の設置や申請に必要な調査に対する補助、GI

に関する展示会等の開催による制度の普及啓発、国内外へ向けたGI製品の情報発信、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を実施した。(継続)

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業【平成30年度：43.9億円】

農林水産・食品分野におけるイノベーションを創出するため、様々な分野の多様な知識・技術等を結集した研究開発を重点的に推進する提案公募型研究を実施した。(新規)

(2) 日本公庫による各種融資

①特定農産加工業者の経営改善、②特定農林畜水産物の新規用途又は加工原材料用新品種の採用の推進、③食品製造業者等と農林漁業者等の安定取引関係構築及び農林漁業施設の整備等、④水産加工業の体質強化、⑤農業生産関連事業の事業再編等に対して融資を行う。(継続)

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化・多様化する物流ニーズやトラックドライバー不足に対応することを目的とし、物流の省力化・効率化を図るため、改正物流総合効率化法の活用により、輸送機能と保管機能が連携した倉庫の整備を促進した。また、倉庫の低炭素化を促進するため、省エネ設備等の導入に対し支援を行った。さらに、倉庫業者が波動に応じて機動的に施設を運用できるよう倉庫業法施行規則の改正を行った。(継続)

2. 内航海運・国内旅客船事業対策【財政投融资】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進した。(継続)

3. 中小造船業・船用工業対策

- (1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、〔1〕【経営技術の近代化に向けた講習会を実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施】した。(継続)【平成30年度当初予算：0.7億円の内数】
- (2) 東日本大震災では東北の太平洋側に位置する造船所のほとんどが壊滅的な被害を受けた。地域の基幹産業である水産業を支える地元造船産業の早期復旧・復興を図るため、国土交通省では、中小企業庁等関係省庁と連携し、各種支援制度を活用した支援を行ってきた。地盤沈下等により震災前と同様の操業を行うことが困難となっている造

船事業者に対しては、協業化・集約化による本格的な復興のための造船施設の整備を支援する「造船業等復興支援事業費補助金」を平成 25 年度に創設し、平成 26 年度末までに、8 件、19 事業者に対して補助金を交付決定（補助額計 114.2 億円）の上、復興事業を推進している。平成 30 年度末までに 7 件の事業が完了した。〔2〕造船業等復興支援事業費補助金（継続）【平成 25 年度当初予算：160 億円】

- (3) 7 件の中小企業が参加する、我が国海事産業の船舶の建造・運航における生産性向上のための技術研究開発に係る費用に対し補助を行った。〔3〕先進船舶・造船技術研究開発費補助金（継続）【平成 30 年度当初予算：4.5 億円】
- (4) 平成 28 年 7 月に施行された中小企業等経営強化法に基づき、造船業・船用工業における事業分野別指針を策定し、税制優遇等の支援措置が受けられるよう、本指針に沿って中小企業・小規模事業者が策定した経営力向上計画を 89 件（平成 30 年 12 月末時点）認定した。【税制】（継続）
- (5) 造船業における人材の確保・育成について、高校において造船教育を担う若手教員の専門的指導力の向上のため、教員養成プログラムの構築をするなど、工業高校における造船の教育体制強化を図る取組を実施した。加えて、平成 30 年 12 月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が成立したところ、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるための制度を平成 31 年度から運用開始するにあたり、造船・船用工業を対象分野の一つとして位置付けた。（継続）【平成 30 年度当初予算：0.8 億円】

第 3 節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業における多能工化の推進【平成 30 年度当初予算：0.6 億円】

地域社会を支える中小・中堅建設企業の生産性向上を図るために、技能者間連携・企業間連携により専門技能の幅を広げる技能者の多能工化に取り組む企業について後押しをするモデル事業の実施や、多能工化の現状や有効性についての調査・検討を行い、セミナーやハンドブックを通じて建設企業に多能工化の推進に関するノウハウの横展開を実施した。（新規）

2. 建設業における金融支援の実施

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を図るため、中小・中堅元請建設企業が工事請負代金債権を担保に、融資事業者から工事の出来高に応じて融資を受けることが可能となる「地域建設業経営強化融資制度」を実施した。なお、本制度においては、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。（継続）

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全を図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する「下請債権保全支援事業」を実施した。

なお、本事業では、ファクタリング会社に対して一定の損失補償を実施し、下請建設企業等が負担する保証料について助成を行っている。（継続）

3. 建設業の海外展開支援【平成30年度当初予算0.8億円】

独自の技術を有するわが国の中堅・中小建設企業の海外市場への進出を促進するため、国内6都市におけるセミナーの開催、3都市（ハノイ、ホーチミン、ヤンゴン）への訪問団の派遣、2都市（ハノイ、ホーチミン）における海外見本市出展支援及び合同就職説明会の開催等による支援を行った。また、建設企業の実務能力向上を支援するため、「海外建設実務マニュアル」とeラーニングを作成し、国内2都市で説明会を実施した。（継続）

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施した。（継続）

5. 地域型住宅グリーン化事業【平成30年度当初予算115億円】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行った。（継続）

6. 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業【平成30年度当初予算4.5億円】

地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援した。（継続）

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【平成30年度当初予算：11.5億円、平成30年度補正予算：4.1億円】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施した。また、委託事業として、生活衛生関係営業の生産性の向上を図るため、優良な取組等から課題等を抽出した上で実地検証等を行い、生産性向上ガイドライン・マニュアルを作成した。（継続）

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【平成 30 年度当初予算：34.5 億円、平成 30 年度補正算：16.7 億円】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において融資を行った。平成 30 年度においては、災害貸付に新たに貸付対象として運転資金を拡充し、平成 30 年度補正予算においては、平成 30 年 7 月豪雨により被災した生活衛生関係営業者等が資金繰りを円滑に行えるよう、日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）が実施する融資を行うために必要な財政支援を行った。（継続）

第 7 章 その他の中小企業施策

第 1 節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【平成 30 年度当初予算：3.8 億円】

J-クレジット制度は、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、当該クレジットは、大企業等の低炭素社会実行計画の目標達成や、カーボン・オフセット等に活用される。本事業では、制度事務局を運営するとともに、J-クレジット制度を利用した温室効果ガスの排出削減活動を実施する中小企業等に対し、プロジェクト登録やクレジット認証に係る支援等を実施した。また、本事業では、カーボン・オフセットを促すとともに、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進した。

本事業により、中小企業等の再エネ・省エネ設備投資を促進するとともに、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を図った。（継続）

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小企業の公害防止対策を促進するため、公害防止設備の導入等をする事業者に対して株式会社日本政策金融公庫による融資を行う制度である。平成 30 年度においては、土壤汚染対策関連を貸付対象に追加するとともに、下記のとおり着実に実施した。（継続）

〔融資実績〕（平成 30 年 4 月～平成 30 年 12 月）

	件数	金額
アスベスト対策関連	4 件	77 百万円
水質汚濁関連	7 件	413 百万円
産業廃棄物・リサイクル関連	42 件	2,206 百万円

3. 公害防止税制【税制】

公害防止税制は、中小企業を含む事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、公

害防止用設備（汚水又は廃液処理施設）に係る固定資産税の課税標準の特例及び、公害防止用設備を取得した場合の特別償却等の措置を講じるものであり、平成 29 年度も引き続き措置を講じた。（継続）

4. 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援補助金）
【平成 30 年度当初予算：600.4 億円の内数】

工場・事業場における省エネ投資を進めてエネルギー消費効率の改善を促すため、対象設備を限定しない「工場・事業場単位」、申請手続きが簡易な「設備単位」により、省エネ効果の高い設備への入替を支援しました。（継続）

5. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金
【平成 30 年度当初予算：16.0 億円】

新設・既設事業所における省エネ設備の導入等を行う際、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行いました。（継続）

6. 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金【平成 30 年度当初予算：12.0 億円】
中小企業等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施するとともに、診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信しました。また、全国 46 都道府県に「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築し、きめ細かな省エネ相談等を通じて地域における省エネの取組を促進しました。（継続）

7. 地域低炭素投資促進ファンド事業【平成 30 年度当初予算：48.0 億円】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェクトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行った。（継続）

8. エコリース促進事業【平成 30 年度当初予算：19.0 億円】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図った。（継続）

9. エコアクション 21

中堅・中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして策定されたエコアクション 21 の有効性を高め、企業価値向上にも貢献できるよう改定されたエコアクション 21 ガイドライン 2017 年版の認知・普及を図るため、全国 5 ヶ所で説明会を開催する

とともに、5 つの業種別ガイドラインを更新・公表した。また、大手企業のバリューチェーンマネジメントでのエコアクション 21 活用促進に関するシンポジウムを東京で開催した。環境マネジメントシステム導入支援を目的として、CO2 削減に特化した環境マネジメントシステム導入事業を引き続き実施した。(継続)

第 2 節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【平成 30 年度当初予算：8.3 億円】

日本の産業界における研究開発戦略や知的財産戦略の立案に活用し得る特許出願動向の調査を行った。平成 30 年度は、「がん免疫療法」等の社会的に注目を集めている技術分野や「ドローン」等の今後に大きな需要が見込まれる技術分野に関連する 12 テーマについて調査を実施した。調査結果は特許庁ホームページ等を通じて積極的に情報発信している。(継続)

2. 中小企業等外国出願支援事業【平成 30 年度当初予算：6.5 億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県中小企業支援センター等及びジェトロを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対し、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。(継続)

3. 知的財産権制度に関する普及【平成 30 年度当初予算：0.5 億円、INPIT 交付金の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、[1]知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、[2]特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会を開催した。平成 30 年度は、47 都道府県において初心者向け説明会を 59 回、全国の主要都市で実務者向け説明会を 57 回、特許法等改正説明会を 13 回実施した。(継続)

4. 中小企業等海外侵害対策支援事業【平成 30 年度当初予算 0.9 億円】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、ジェトロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助。また、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用、冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用についても補助を行う。(継続)

5. 特許戦略サイトポータルサイト【平成 30 年度当初予算：0.1 億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近 10 年間の特許出願件数、審査請求件

数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供した。(継続)

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）を1/2に軽減する措置を引き続き実施した。また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対し、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を実施した。(継続)

7. 早期審査・早期審理制度

特許について、出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。また、ベンチャー企業の特許について、「早期審査に関する事情説明書」を提出することにより、原則1カ月以内に1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）運用を平成30年7月9日から開始した。意匠・商標についても早期審査・早期審理の要件を満たせば、早期に審査又は審判を受けられるよう早期審査・早期審理を実施した。平成30年度の早期審査の申請件数は21,656件、早期審理の申請件数は229件に上った（平成31年1月末現在）。(継続)

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【平成30年度当初予算：INPIT交付金の内数】

中小企業や中堅企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口支援担当者を配置している。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図っている。平成30年度は、「地域知財活性化行動計画（2016.9.26）」及び同計画に基づき設定された47都道府県ごとの地域特性を踏まえた目標の達成に向けて支援の質・量の両面を向上させるため、窓口の体制強化の一環として支援担当者を増員した。(継続)

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備【平成30年度当初予算：INPIT交付金の内数】

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に開設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番」において、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、営

業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専門家が対応した。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについて、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とも連携した対応を継続した。加えて、営業秘密・知財戦略セミナーの開催や e ラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動も実施した。（継続）

10. 新興国等知財情報データバンク【平成 30 年度当初予算：INPIT 交付金の内数】

新興国等知財情報データバンクは、新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信サイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供している。平成 30 年度は、引き続き、更なる掲載記事の拡充を行った（平成 31 年 1 月末現在：掲載記事数 2,321 件）（継続）

11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【平成 30 年度当初予算：INPIT 交付金の内数】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣している。平成 30 年度は、6 人の海外知的財産プロデューサーにより、231 者（平成 30 年 12 月末現在）の支援を行った。（継続）

12. 出張面接・テレビ面接【平成 30 年度当初予算：0.3 億円】

特許・意匠について、全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官・審判官が出張する出張面接を実施し、特許・意匠・商標について、インターネット回線を利用し出願人自身の PC から参加できるテレビ面接を実施した。また、平成 29 年 7 月に開設した「INPIT 近畿統括拠点（仮称）」において「出張面接審査室」・「テレビ面接審査室」を設置し、出張面接の重点実施日を設定した。さらに、地域の中小企業やベンチャー企業、研究施設等が集まるリサーチパークや大学等といった企業等集積地域を対象に、出張面接審査と特許権に関するセミナーを同時に開催する「地域拠点特許推進プログラム」を実施した。（継続）

13. 知財金融促進事業【平成 30 年度当初予算：1.5 億円の内数】

中小企業の保有する特許等の知的財産を評価することが困難な金融機関のために、融資を検討している中小企業が保有する特許・商標等の知的財産権を活用したビジネスについてわかりやすく説明した「知財ビジネス評価書」を提供する等、金融機関からの知財に注目した融資につなげる包括的な取組を行った。ビジネス評価書の作成支援件数は 220 件。

知財に着目した組織的な取組みを必要とする金融機関 18 機関に対して伴走型の支援を行った。金融機関の職員を対象にしたセミナー、フォーラムを開催した。(継続)

14. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【平成 30 年度当初予算：3.3 億円の内数】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェトロを通じて以下の取組を行う。(継続)

- ①国内外におけるセミナーの開催から現地専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテーション機会の提供等に渡る包括的支援。
- ②海外見本市への出展及び現地における商談会等の開催によるビジネスパートナーとの商談機会の提供。
- ③本事業への参加企業を対象とした技術流出に配慮した上での多言語による情報発信。
- ④現地パートナー候補の発掘等、海外事業展開に必要な調査の実施。

15. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【平成 30 年度当初予算 1.7 億円】

中小企業の様々な課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組を、経済産業局を通じ募集し、28 件の取組を支援した。(継続)

16. 海外知財訴訟保険補助事業【平成 30 年度当初予算：0.6 億円】

中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようにするため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険を実施した。

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の 1/2 (継続して 2 年目以降も本補助金の対象となる場合は、1/3) を補助。掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進した。(継続)

17. 地方創生のための事業プロデューサー派遣事業【平成 30 年度当初予算：1.2 億円】

地方における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながらシーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓までを含めた事業創出環境整備を支援する「事業プロデューサー」を、3 機関に 1 名ずつ計 3 名派遣した。(継続)

18. 特許情報の提供

国内外の特許情報をインターネット上で、無料で検索・照会できる下記サービスの提供を実施。

- ①「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」により、特許・実用新案・意匠・商標の公

報や審査経過情報を検索・照会できるサービスの提供。平成 30 年度には、平成 31 年度に予定されている J-PlatPat の機能改善（審査経過情報が照会可能となるまでのタイムラグの解消、照会可能な審査書類の拡充等）に向けたシステム開発を実施。

- ②「中韓文献翻訳・検索システム」により、中国・韓国特許文献を日本語で検索・照会できるサービスの提供。
- ③「外国特許情報サービス（FOPISER）」により、ASEAN 等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスの提供。（継続）

19. 技術等情報漏えい防止措置認証制度【平成 30 年度当初予算：1.0 億円】

平成 30 年 5 月に成立した改正産業競争力強化法において、中小企業等の競争力の源泉となる技術等情報の適切な管理を促すため、中小企業等の保有する技術等情報の管理が、国で示した守り方「技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいを防止するために必要な措置に関する基準」に即しているかどうかの認証を受けることができる、技術等情報の管理に係る認証制度を創設（平成 30 年 9 月 25 日施行）、同制度の普及に向けた説明会を 9 回開催。（新規）

第 3 節 標準化の促進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「未来投資戦略 2017」、「知的財産推進計画 2017」に基づき「新市場創造型標準化制度」を活用して、中堅・中小企業から提案のあった案件について、平成 31 年 2 月上旬時点で規格を 15 件策定した。さらに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会が連携し、地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関数を平成 31 年 2 月上旬時点で 155 機関に拡大した。また、同制度の下、中堅・中小企業等向けに、標準化に関する戦略的活用についてのセミナーを実施した（実績は、平成 31 年 2 月上旬時点で 185 件）。（継続）

第 4 節 調査・広報の推進

1. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたガイドブックやチラシ等を作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付したほか、中小企業支援サイトポータルサイト「ミラサポ」を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施した。（継続）

（1）冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として 200 以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」やチラシ等を作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支

援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布した。

(2) インターネットを活用した広報

① ページホームページによる広報

中小企業庁ページホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表した。平成30年度は約3,600万（平成30年12月末現在）ページビューのアクセスがあった。

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、補助金等の支援施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信した。（配信数：約61,000件（平成30年12月末現在））

(3) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトポータルサイト）
ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届けた。（会員数：約158,000、ミラサポメルマガ配信数：約104,000（平成30年12月末現在））（継続）

2. 中小企業白書/小規模企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（2018年版中小企業白書）を作成した。また、小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模企業基本法第12条の規定に基づく年次報告等（2018年版小規模企業白書）を作成した。（継続）

3. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。（継続）

4. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小企業基盤整備機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。（継続）